

ケータイ社労士 2026 社会保険法 法改正・訂正

【10月9日】

【法改正】 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

・ P28 1章 健康保険法 14課 (5)

改正前：と読み替える。

改正後：、19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）は、「130万円未満」は「150万円未満」と読み替える。

【法改正】 健康保険法第156条改正

・ P96 1章 健康保険法 48課 (1)①

改正前：一般保険料と介護保険料の合計額

改正後：一般保険料等額（子ども・子育て支援金含む）と介護保険料額の合計額

同課 (1)②

改正前：一般保険料

改正後：一般保険料等額

【12月3日】

・ P85 1章 健康保険法 42課 5問目 5行目～6行目

訂正前：被保険者の資格を取得してから1年を経過した日から

訂正後：被保険者の資格を取得してから1年を経過した日から

※ 被保険者期間要件はないので、原則通り出産の日以前42日前（多胎98日前）から出産の日後56日まで出産手当金が支給される。

8行目

訂正前：○

訂正後：×

・ P247 3章 厚生年金保険法 32課 2問目 5行目

訂正前：遺族基礎年金

訂正後：遺族厚生年金

【法改正】 厚生年金法第78条の2改正

P250 3章 厚生年金法 34課 最終行

改正前：請求は、離婚等が成立した日の翌日から2年以内

改正後：請求は、離婚等が成立した日の翌日から5年以内

※ 令和8年4月1日～

【1月30日】

P116 2章 国民年金法 9課 (4)

訂正前：全部または一部

訂正後：一部

[【法改正】 令和8年度の年金額改定についてお知らせします](#)

P222 3章 厚生年金保険法 20課 (5)

改正前：**支給停止調整額 (62万円)**

改正後：**支給停止調整額 (65万円)**

※ 令和7年の年金制度改正により支給停止調整額が、令和6年度水準で50万円から62万円に引き上げられました。ケータイ社労士には、その62万円が反映されていますが、令和8年度の実際の支給停止調整額は、令和7年度及び令和8年度に用いる名目賃金変動率によって改定され、65万円になることが発表されました。

[【法改正】 厚生年金法第78条の2改正](#)

P254 3章 厚生年金保険法 36課 (4)

改正前：**2年**以内

改正後：**5年**以内

P255 2問目 2行目

7行目

改正前：2年を経過する日

改正後：5年を経過する日

令和8年4月1日～

【4月7日】

[【法改正】 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて](#)

・ P28 1章 健康保険法 14課 **追記**

令和8年4月から、被扶養者認定の年間収入は、労働契約の内容に基づき見込まれる年間収入により判定される

→時間外労働に対する賃金等の臨時収入は、年間収入に算入しない